

令和3年第3回宇治田原町議会定例会

目 次

○第2日（令和3年9月9日）

議事日程（第2号）	23
日程第1 一般質問	25
1. 今西利行 議員	25
2. 浅田晃弘 議員	36
3. 榎木憲法 議員	42
4. 山内実貴子 議員	46
5. 山本 精 議員	52
6. 藤本英樹 議員	56
7. 宇佐美 まり 議員	61

令和3年第3回宇治田原町議会定例会

議事日程(第2号)

令和3年9月9日

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 今西利行 議員
2. 浅田晃弘 議員
3. 榎木憲法 議員
4. 山内実貴子 議員
5. 山本 精 議員
6. 藤本英樹 議員
7. 宇佐美 まり 議員

1. 出席議員

議長	12番	谷口 整	議員
副議長	1番	浅田 晃弘	議員
	2番	原田 周一	議員
	3番	宇佐美 まり	議員
	4番	山本 精	議員
	5番	山内 実貴子	議員
	6番	上野 雅央	議員
	7番	藤本 英樹	議員
	8番	森山 高広	議員
	9番	馬場 哉	議員
	10番	榎木 憲法	議員
	11番	今西 利行	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西	谷	信	夫	君
副	町	山	下	康	之	君
教	育	奥	村	博	已	君
都	市	星	野	欽	也	君
整	備	奥	谷		明	君
政	策	黒	川		剛	君
監		垣	内	清	文	君
総	務	野	田	泰	生	君
担	当	青	山	公	紀	君
理	事	村	山	和	弘	君
事		岩	井	直	子	君
健	康	谷	出		智	君
福	祉	木	原	浩	一	君
担	当	馬	場		浩	君
理	事					
事						
建	設					
事						
業						
次	長					
教	育					
課						
長						
企	画					
財	政					
課						
長						
子	育					
て						
支	援					
課						
長						
建	設					
環	境					
課						
長						
産	業					
観	光					
課						
長						
学	校					
教	育					
課						
長						

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事	務	局	長	矢	野	里	志	君
庶	務	係	長	太	田	智	子	君

開 会 午前10時00分

○議長（谷口 整） 皆さん、改めまして、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であり、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（谷口 整） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会の一般質問から回数制限の撤廃を行い、議員1人当たりの時間を質問、答弁を合わせて概ね40分とすることといたしておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、通告順に質問を許します。今西利行議員の一般質問を許します。今西議員。

○11番（今西利行） 皆さん、改めて、おはようございます。

今西利行です。通告に従いまして一般質問を行います。

まず、施設一体型について4点伺います。

小中施設一体型については、コロナ禍における新たな課題も含めて、子どもたちの健康を守ること、学力向上と心豊かな心身のバランスの取れた人間形成を最優先に考え、教育制度の内容や学校施設の規模、開校時期など多角的に計画の調査、点検を行い、総合的に判断するとの方針が示されました。そして、本年度の当初予算において、コロナ禍における今後の施設一体型の課題を検討するため、現行の内容やスケジュールの再検討を行うと提案されました。

そこで、コンサルタントやクリエイティブ会議にも依頼し、検討することですが、これまでの経過を踏まえ、現時点でどのように課題の整理をされているのか質問いたします。

また、私のほうからもいくつか検討課題を提起させていただきたいと思います。

そこで、まず1点目ですが、通学問題について伺います。

以前の議会でのやりとりの中で、バス通学について、誰がバスに乗ったか乗っていないか、必要な子が本当に乗ったかどうかというのは誰が確認するかという質問に対して、教育委員会は「バスの発着のところについては、見守り隊の方々の協力も得ながら確認等もお願いしたい。下校については時間が異なるので、今後、見守り隊や教師との協議の中で検討していきたい」と答弁されているが、どのような協議をされたのかお聞きいたします。

○議長（谷口 整） 馬場学校教育課長。

○学校教育課長（馬場 浩） 皆さん、改めまして、おはようございます。

それでは、ご答弁申し上げます。

小中一貫校バス通学での発着乗降時の児童生徒の確認に関するご質問をいただきましたのは、令和元年度末（令和2年）3月の小中一貫教育特別委員会で、その際の回答でありましたが、その後、令和2年度中におきましては、元年度で協議いただいた方向性について保護者や地域の方々の意見を伺い、さらに専門部会で議論を深めて、より具体的、専門的な議論につないでご質問の協議を行いたいと考えておりましたが、コロナ禍の影響で議論を深められなかったのが実情でございます。令和2年度の常任委員会でご報告をさせていただいたとおりでございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 令和2年度の常任委員会の報告には、クリエイト会議の報告はありましたが、見守り隊や教師との協議については報告がありませんでした。

コロナ禍で議論が進まなかったとのことですが、ずっと緊急事態宣言が出ていたわけではありません。他の会議などはされておりますし、教育委員会の定例会も毎月されております。また、協議の仕方はいろいろな方法があります。教員とであれば、オンラインなどで意見を聞くこともできたはずですが、何でもかんでもコロナのせいにするのはいかがなものかと思えます。少なくともこれまでの議論を踏まえて、教育委員会としての課題の整理や今後の見通しなどは考えておくべきです。

私が宇治田原小学校で教師をしていたとき、数名の奥山田の児童を時間に合わせてコミュニティバスで下校させるのに随分苦労いたしました。もし施設一体型になれば、約半数の100名前後の児童を路線バスや臨時バスで下校させることとなります。そもそも教育現場は、超過勤務で大きな社会問題ともなっております。そんなときに下校の対応を教員にさせるなどとてもございませぬ。見守り隊にしても、あくまでもボランティアなわけで、子どもたちの乗車の確認まで責任を負わせるのはどうかと思いますが、いかがですか。

○議長（谷口 整） 野田教育次長。

○教育次長（野田泰生） 令和2年度の常任委員会では、通学方法について見守り隊や学校の協議も含め報告させていただいたとおり、コロナ禍が要因で協議が進んでいないのが実情でございますので、その方向性を取りまとめた段階となっております。

ご質問の下校時のバス乗車の対応につきましては、開校時期も含めた調査支援業務の

結果も踏まえ、課題整理等のスケジュール管理を行う中で適切な時期に具体的な方法を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 令和2年度において見守り隊や教師との協議をすると答弁されていながら、協議はされていないとのことでした。このコロナ禍においても工夫して現場の声を聞いてください。そうすれば、いかに今の方針が机上の議論であり、無理があるかが分かると思います。速やかに協議されることを要望しておきます。

次に、施設について、今回はプールについて伺います。

本年度の当初予算で、コンサルタント支援の内容の一つに、住民プールの改修とあります。小学生は水泳の授業が必須となっていますが、天候の関係で十分で時間が取れないことも多く、夏休みに補習を実施しています。

以前、常任委員会では、小学生の授業に住民プールの利用を考えていると聞いておりますが、住民プールでは児童と住民の利用期間が重なることや場所が学校の敷地外になり、特に低学年にとっては移動に時間がかかるなど課題が多いと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 馬場課長。

○学校教育課長（馬場 浩） 小学生水泳授業の住民プールの利用につきましては、今後検討する一つの選択肢と考えておりますので、今回、委託発注を行いました一貫教育施設調査支援業務の中で、利用した場合の住民プール概算改修費用を試算しますので、その結果とご質問の利用時間等想定される課題を含め、他の方法とも比較する中で、今後最適な方法を検討してまいります。

以上です。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） この点につきましても、コンサルタント支援を受けた結果を踏まえて検討するとされていますが、支援を受けるまでもなく、教育委員会として課題を整理しておく必要があると思います。私が指摘した点については、どのように考えておられるのかお答えください。

○議長（谷口 整） 野田次長。

○教育次長（野田泰生） この件につきましては、教育委員会といたしましても認識をしているところでございます。

水泳授業での住民プール利用の検討を行うため、今年度行っています調査支援業務の中で住民プール概算改修費用を試算します。これは、住民プールを活用する場合に規模的にも規格的にもチェックを行い、その改良が必要となるものか、老朽化更新も含め、その改良費用がどの程度必要なのかを把握した上で、学校敷地内に新設した場合との比較を行うためのものと考えています。

まず第1には、住民プールを活用することができるかを判断しなければならないと考えております。

なお、プールへの移動や利用時間等につきましては、カリキュラムを工夫する中で十分対応できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 学校敷地内に新設した場合と比較するとのことですが、もしプールを新設するとなれば、設置場所や予算の問題が新たに出てきます。いずれにしても、多くの課題があることには変わりありません。早急な検討を要望しておきます。

次に、学習指導に関わって伺います。

2020年度の出生数は31名であり、その後の転出入を考慮しても35名に届かない可能性があります。つまり施設一体型を開校したとしても、将来的にはどのクラスも1クラスになる可能性が考えられ、施設一体型のメリットとして挙げられていた単学級の解消にもならないといえます。

さらには、一体型にすることにより、1クラスの人数が増えることとなります。文科省のGIGAスクール構想によりタブレット活用が早められ、一斉授業から個別学習のスタイルへの転換も見通せば、学習集団は小さいほうが個別指導が行き届き、格差は生まれにくい、この点どのように考えられておられますか。

○議長（谷口 整） 馬場課長。

○学校教育課長（馬場 浩） 施設一体型小中一貫教育につきましては、将来の子どもたちに、より望ましい教育環境を構築できるものとして、3つの視点から総合的な方向性として決定したもので、3つの視点のうち児童数の視点では、より多くの学年で複数学級とすることができ、単学級となる学年も想定されますが、何よりも子どもたちの健全な成長に必要である多様な人との出会いを創出することができます。

なお、少人数学級に対する本町の考えは、これまでもご答弁申し上げてまいりましたが、どのような学級形態であっても、きめ細やかな指導を行う上で有効な体制であり、

少人数編成を早期に望むという考えは、小中一貫教育が施設一体型であっても何ら変わるものではないです。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 教育委員会は、複数学級が教育的にはメリットがあると言われていますが、私は6月の議会において、「単学級ではクラス替えがなく、いじめが続き、切磋琢磨ができない、学習意欲が低下するなどということは根拠のない俗論である」ということを申し上げました。また、以前にも紹介しましたが、和光大学を中心とした心理学や教育学の立場からの意識調査の結果によれば、小学校高学年では一般学校よりも一貫校の児童のほうが自己肯定感が低い、学習意欲が低い等の結果が出ているということも申し上げました。

その上で、今後の宇治田原町の児童数の見込みから、施設一体型にしても、教育委員会がメリットであると考えられている複数学級にならないことが考えられると指摘したところがございます。

そして、複数学級にならないとすれば、施設一体型では1クラスの人数は増えることになります。少人数学級が有効であるとしながら、結果的に1クラスの人数が増えることについて、どのように考えられているのかお聞きいたします。

○議長（谷口 整） 野田次長。

○教育次長（野田泰生） 施設一体型小中一貫教育につきましては、複数学級や少人数学級だけをもって申し上げているものではないです。先ほどの答弁で申し上げましたとおり、教育委員会といたしましても、少人数学級は有効な体制と認識しております。

一貫教育の施設一体型として、1クラス当たりの人数が増えると言われてますが、児童数により必ずしもそうではなく、一体型による多様な人との出会いは子どもたちの健やかな成長に必要と考えております。

また、京都府におきましては、独自に府方式として少人数学級を実施されており、町といたしましても加配教員を要望してきており、少人数学級が有効であるという考えは、現在も施設一体型であっても何ら変わるものではないです。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 初めにも述べましたように、2020年度の出生数を基に施設一体型にした場合の問題点を挙げております。教育委員会が施設一体型のメリットに挙げられている複数学級にもならない懸念、また逆に両小学校を1つにした場合、クラスが

増えず、子どもの数だけが增える懸念を指摘いたしました。

少人数学級の教育上のメリットについては、多くの先生や研究家の方も主張されているように、私もそのとおりだと思います。単学級の考え方については、これまで述べてきたとおりです。

ただ、複数学級は複数学級としての良い点もあると思います。したがって、私も複数学級か単学級かについては、施設一体型の決め手ではないと考えております。今回指摘しました点については、今後の出生数の動向も見ながら検討していただくよう要望しておきます。

最後に、施設一体型についての住民合意について伺います。

施設一体型についての住民合意について、6月議会の私の質問に対して、「これまでの説明、協議の中で合意形成は得られている」との答弁がございました。しかし、多くの施設一体型計画の白紙を求める署名が町に提出されており、住民合意は得られているとは言えません。これに対して教育長は、この前の答弁の最後に、「同じ名前が何回も出たということも確認しており、この数字は確実なものではない」と述べられました。

しかし、その後、確認させていただきましたところ、10名前後の重なりがありましたが、それでも1,800名近い署名が寄せられていることは事実です。2つの小学校をなくして1つにすることについては、多くの住民が納得していないからこそ白紙撤回に賛同し、署名されました。

そこで、私が問題にしているのは、提出された白紙撤回を求める約1,800筆の声を教育長はどのように受け止められているのか、住民合意は得られていると受け止められているのかです。明確にお答えください。

○議長（谷口 整） 野田次長。

○教育次長（野田泰生） 小中一貫教育の推進につきましては、現在の子どもたちの状況や今後の見通しの中でご理解をいただいております、その教育効果を最大に引き出すしていくための施設一体型につきましても、子どもたちにより望ましい教育環境を構築するという教育的見地を中心に捉え、ご説明をさせていただく中で、小学校や就学前の保護者の皆さんを中心にご理解をいただいていると、これまでご答弁申し上げてきたとおり認識するところでございます。

これまで町へ提出いただきました約1,800筆の要望書につきましては、真摯に受け止めさせていただいております、現在コロナ禍で意見交流会など皆さんとともに考える機会が設定できていない状況ですが、今年度取り組んでまいります調査支援業務の結果も

含めまして、しっかりと考え方や方向性をお示しし、ご意見を賜ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 署名については真摯に受け止めているとの答弁でしたが、少なくとも約1,800人の方は合意していないということです。署名された方の中には、小学生や就学前のお子さんを持つ保護者も含まれております。緑苑坂の方は「『歩いて小学校に通えます』という売り文句で引っ越してきた、バスで通わなければならないなんて、また引っ越さなければならない」とおっしゃる方もおられました。これでも住民合意が得られているかと、教育長は受け止めているのかと聞いております。教育長はどう考えておられますか。

○議長（谷口 整） 奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） 小中一貫教育施設一体型につきましては、先ほどから出ています約1,800人の署名を頂いています。このことにつきましては、先ほどからも述べていますように真摯に受け止めているということでございます。

ただ、これまで長年、協議また熟議し、また住民の代表である議会でも、この間、審議されてきており、私としては、これまでの答弁のとおり住民合意は得られているというふうに認識をしております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） これまでの答弁では、小学校や就学前の保護者の皆さんを中心に理解をいただいているとのことですが、保育所や小学校での説明会には保護者の参加は少数でしたし、アンケートを取ったわけでもございません。どこで理解を得たのか、何を根拠に理解を得られたとお考えですか、お答えください。

○議長（谷口 整） 奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） 先ほども述べましたように、要望書については真摯に受け止めています。

ただし、宇治田原町の小中一貫教育につきましては、先ほども言いました長年取り組む中で、平成28年度には施設一体型の方向を打ち出して、住民の皆さんにもその方向性や考え方お示ししておりますし、協議もしてまいりました。また、繰り返しですが、この間、議会でも審議をいただいております。私といたしましては、住民合意は得られているというふうに認識をしております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 今の答弁では合意を得たという確証は得られませんでした。方向性や考え方を示し、協議、熟議したということですが、住民に対しては既に決まったこととして疑問や不安には答えてこなかったではありませんか。住民は協議も熟議もしたなどとは思っておりません。それが署名の数に表れております。署名に賛同された方の中には「施設一体型に賛成だが、決め方がおかしい」と署名された方や「賛成だが、なぜスクールバスでないのか」と疑問を寄せられている方もおられます。

町長は常に「住民が主人公のまちづくり、住民との絆、そして協力が大切だ」と言われていますが、そうであるなら住民にとって本当に身近な問題である小学校問題について、住民の間で十分な議論した上で決めるべきではないでしょうか。

いずれにしても、通学や施設について多くの課題があることは教育委員会も認識しておられます。避難所の問題も何ら示されておりません。さらには、新たに感染症の問題もあります。やはり施設一体型ありきで議論を進めるのではなく、今のままの分離型についても検討すべきだということを強く申し上げておきます。

それでは、次に重大事件について伺います。

通告では、コンプライアンスについて、公益通報制度について、組織や体制についての3点を予定しておりましたが、質問の内容が重なる面もあるため、組織や体制についての質問に絞って行いたいと思います。

昨年12月に起きた官製談合・加重収賄事件について、真相究明とともに組織や体制づくり、職員のコンプライアンスや公益通報制度の徹底について今後どのような観点で取り組んでいかれるのか伺います。

今回の事件の背景には、特定の個人の能力に依存し過ぎた組織や体制が挙げられます。また、町職員の皆さんにご協力いただいたアンケートによれば、上司のワンマン体制となっていた面もあり、誰も異論を挟めないような雰囲気もあったと感じている職員もおられますが、元幹部職員の個人の問題に終わらせるのではなく、町全体としての組織の問題として捉え、このようなことが二度と起こらないような組織や体制づくりが必要と考えます。

また、再発防止のためには、コンプライアンス、公益通報制度の徹底も当然必要ですが、今回、指導すべき立場の幹部職員によるコンプライアンス違反が起きました。元幹部職員は、コンプライアンスの重要性は十分承知していたはずですが、にもかかわらず事件は起きました。

また、アンケートによれば、公益通報制度について理解していながら、通報者が不利益を被る恐れを懸念して制度を使うことをためらう職員もいます。したがって、同様な事件が二度と起こらないようにするための組織や体制づくり、コンプライアンスや公益通報制度の徹底の前提として、町長を先頭に職員全体の意識改革、不正に断固として立ち向かう組織風土、風通しのよい職場の形成が不可欠と考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 今回の不正行為事案につきましては、個人の問題だけでなく、組織としての対応についても課題があったと認識をしておるところでございます。

こうした観点から、不正行為事案を二度と起こさせない制度づくり、意識づくり、組織づくりが重要であると考え、去る8月26日の重大事件等調査特別委員会において、「入札不正再発防止策」素案をお示ししたところでございます。

この素案は、「入札制度の見直し」「職員の法令遵守と職員倫理の向上」「組織体制の見直し」を柱とし、今後、入札不正再発防止に向け、私を先頭に役場組織全体が一丸となって取り組み、住民の皆様への町政に対する信頼回復に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 町長を先頭に再発防止、住民に対して信頼回復に取り組むという決意を述べられました。

そこで、さらにお聞きします。アンケートによると、役場においてパワハラやいじめを感じたり、職場の人間関係に悩んでいる職員もいます。また、入札に関しては、事務担当者が業者からの圧力、上司からの圧力、不調・不落への不安など様々なストレスにさらされているようです。

しかし、このような中、入札業務に限らず、職員は地味な仕事にも真面目に取り組み、創意工夫をして新規事業や業務改善に日々努力されております。今回のアンケート結果を読んでみて、職員の方のいろいろな思いや職務に対する真摯な姿勢が伝わってまいりました。

そこで、上司は、これまで以上に職員1人1人の思いや考えをしっかりと受け止め、それぞれの個性を活かせる風通しのよい職場づくりに腐心する必要があると思います。そして、町長にはその先頭に立っていただきたいし、そうすることによって、役場組織全体が一丸となって様々な課題に取り組んでいけるのではないかと思います。

その結果は、自ずと再発防止、そして住民に対する信頼回復につながると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 住民の皆さんの町政に対する信頼回復のためには、ただいま議員が述べられたとおりであると私も認識をしておるところでございます。今後も私を先頭に、風通しのよい組織づくりなどに全力で取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） どんなよい制度や決まりをつくっても、モラルが働かなければ意味がありません。また、職員が安心して通報できる職場づくりが必要ですが、それ以前に公益通報の制度などを使うことがないような組織づくりが重要と考えます。そして、何よりも肝心なことは、互いがリスペクトし合える人間関係の構築、上司に対しても何でもものが言える雰囲気づくりが重要ではないでしょうか。これは対業者や対住民に対しても言えることだと思います。その先頭に町長が立っていただくことを重ねてお願いして、重大事件に関する質問を終わります。

それでは、最後に有害鳥獣被害対策について2点伺います。

最近、南地域や郷之口地域でサルの被害が頻繁に起きています。先日も近所で丹精込めて作られていた野菜が被害に遭いました。これは宇治田原A群によるものではなく、はぐれの数匹の集団のようであり、行動予測も全くできません。被害の状況をどのように把握されているかお伺いいたします。

○議長（谷口 整） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 最近、南地域や郷之口地域等に数頭の野猿が出没しています。その野猿は数頭で行動しているため、はぐれザルと思われまます。

ご質問いただいております野猿による被害の状況については、追い払い隊による追い払いを実施するとともに、被害調査や追跡調査を行うことや地域住民の方からの通報により把握に努めているところでございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 初めてサル被害に遭われた方にとっては、どこに通報すればいいのか、何をどうしてよいのか全く分からないのが実態でございます。広報やホームページで知らせるなどお願いしたいと思ひますし、通報があれば、まず現場に行ってください、被害の状況の把握、対処の仕方等、住民にお話ししていただければと思ひます。

次に、対策について伺います。

集団が大きくなればなるほど追い払うのも大変です。集団が大きくならない今のうちに対策が必要であると考えます。まずはこの集団にも発信機を装着し、行動把握すること、また被害住民に被害の状況を詳しく通報してもらい、状況を把握することが必要と考えますが、対策についてどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（谷口 整） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） ご指摘いただいておりますとおり、現在、南地域や郷之口地域等に出没している野猿については、町としても被害が大きくならない対策として、追い払い隊による追い払いの実施を強化するとともに、現在よく出没する地域に住民の了解を得る中で捕獲檻を設置しているところでございます。

また、捕獲檻を設置させていただいている土地所有者や近隣の方にお声掛けし、野猿出没時の通報をお願いしています。今後、発信機の装着についても現在検討しているところでございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 追い払い隊や役場職員の皆さんが獣害対策にご苦労いただいていることには感謝申し上げます。

被害については未然に防ぐことが一番で、そのためには「自分たちの畑は自分たちで守る」という意識が重要であると考えます。他の地域では、ネットワークをつくり、サルの情報をSNS等で共有し、サルが出没した際には地域の方が出てきて畑を回ることを実行されております。そういった取り組みを他の地域にも広げるよう町として進めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

また、コロナが一定収束した後には、被害防止のためのミニ講習会や学習会も持つてはどうかと思いますが、その点も併せてお答えください。

○議長（谷口 整） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） ご質問にありますように「自分たちの畑は自分で守る」という地域での取り組みにより、被害に遭わないという意識づけは大変重要と考えます。他の地域で実施されている取り組みや内容などを参考にさせていただきながら、被害防止対策についての情報提供の機会に努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 先ほども述べましたが、初めて被害に遭われた方々にとっては、

どのように対処してよいのか分からず困っておられますし、まずは被害の状況把握、対処の基本的なことをお話していただければと思います。

さらに一歩進めて、他の地域でのネットワークをつくっての先進的な取り組みも紹介していただく中で、各地域に合った被害防止への取り組みについてのアドバイスもお願いしたいと思います。このことを強く要望いたしまして、私の一般質問終わります。ご清聴どうもありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて今西利行議員の一般質問を終わります。

次に、浅田晃弘議員の一般質問を許します。浅田議員。

○1番（浅田晃弘） 改めまして、おはようございます。

それでは、通告に従いまして、議席番号1番、浅田晃弘が一般質問を行います。

質問に先立ちまして、全国的な災害ともいえる新型コロナウイルス感染症の対策に、町職員の皆さん方はワクチン接種を希望する多くの住民の皆様方の思いに応えるために、5月8日の新型コロナワクチン集団接種の運営模擬訓練に始まり、集団接種初日となった5月16日からこれまでの間、土曜日、日曜日の休日において出勤し、新型コロナワクチン集団接種に係る業務を、感染防止に徹しながら滞りなく円滑に取り組んでいただきました。まだまだこれからも新型コロナウイルスとの戦いは続いていきますが、ワクチンの集団接種を受けた一人として厚く御礼を申し上げます。これからも対策方をよろしくお願い申し上げます。

さて、今定例会においては、住民の皆さんの命を守るまちづくりとして防災対策に関する重要な取り組みの一つであります情報伝達について質問をいたします。

今年は梅雨が明けると猛暑日が続き、ゲリラ豪雨や線状降水帯の発生が非常に心配されていたところ、先月の秋雨前線の影響による大雨・長雨では、九州・広島に特別警報が発表されるなど全国各地で被害が発生しました。

本町におきましても8月13日、午後4時36分に大雨警報が、午後7時33分には洪水警報が発表されました。雨量については荒木で最大時間雨量が41ミリ、降り始めからの雨量が約190ミリ、奥山田の宮村でも最大時間雨量が16ミリ、降り始めからの雨量は約100ミリを記録し、警報が3日間続く長雨となりました。

この長雨で長山地域や町道郷之口高尾線で土砂崩れが発生するなどの被害が発生し、住民の皆様方の中には、心細く心配になり、避難も考えたと聞いております。

町におかれましては、基礎自治体に課せられた最大の責務である住民の命を守るため、大雨警報発表と同時に災害警戒態勢をとられ、万が一の避難に備えて早い段階で自主避

難所を開設、またその周知に当たっては防災長距離スピーカーをはじめアプリや安心・安全メール等も活用するなど、迅速な周知を行っていただいたところですが、自主避難所へ避難された住民の方はおられたのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（谷口 整） 青山総務課長。

○総務課長（青山公紀） それでは、ご答弁させていただきます。

先月の秋雨前線の影響による大雨・長雨では、本町においても午後4時36分の大雨警報発表直後から雨脚が強まり、議員ご指摘のとおり、荒木観測所においては最大で時間雨量41ミリを記録するなど災害の発生も危ぶまれたことから、まずは万が一の備えとして、自主避難所を住民体育館と奥山田ふれあい交流館に開設させていただきました。

警報が解除されるまで雨が断続的に降り続いたものの、幸いにも人命に危険が及ぶような大災害には至らず、ご質問いただきました避難者につきましては、1世帯1名の方が避難をされ、警報が解除されるまでの3日間、住民体育館に滞在されたところでございます。

○議長（谷口 整） 浅田議員。

○1番（浅田晃弘） お一人の方の避難があったとのことでございます。早い段階での自主避難所の開設により、その方は安心して避難できたものと思います。今後も時機を逃すことなく、「みんなは一人のために」をモットーとして取り組んでいただき、スピード感を持って、ためらうことなく自主避難所の開設をお願いしたいと思います。

また、本年5月20日に施行されました改正後の災害対策基本法では、避難情報の見直しが行われ、避難に時間がかかるであろう高齢者等の皆さんには、避難指示の1段階前での避難を呼びかけています。

このような大事な避難情報を伝える住民の皆様方に安心・安全を伝える情報伝達として、長距離スピーカーが各地区に整備されましたが、これまでからいろいろとシステムの改良に努めていただいているにもかかわらず、「聞こえない」「何を言っているのか分からない」といった住民さんからの声を未だに聞くところでございます。

気密性の高い最近の建物で、まして大雨の中では、どうしてもスピーカーによる屋外からの音声が聞こえない、聞きづらいのは致し方ない部分もあろうかとは思いますが、町にはそのような住民の声は届いていないでしょうか。

○議長（谷口 整） 奥谷総務担当理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 防災長距離スピーカーについての住民の皆様からのご意見とご質問でございますが、「聞こえにくい」「何を言っているのか分かりにくい」と

いったお声を頂戴しており、平成30年度に整備をスタートしてから以降、議会からもご意見を賜る中、緊急音の追加や避難指示発令時にはモーターサイレン音を流すなどのシステム改修を行い、また場所によっては隣接するスピーカー同士がハウリングを起こしているといったご意見も頂戴したことから、タイミングを少しずらして放送するなどの運用面での改善も行ったものの、今も同様のご意見を頂くことがございます。

町といたしましては、整備当初から申し上げていることではございますが、長距離スピーカーから何らかの音が聞こえれば、住民の皆様ご自身でも情報入手に努めていただくことを引き続きお願いしていくとともに、長距離スピーカーをはじめ防災アプリ、安心・安全メール、緊急速報メール等あらゆる手段を用いての情報発信に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 浅田議員。

○1番（浅田晃弘） 自らの命は自らが守る。緊急避難の原則が基本ではありますが、それを判断する重要な情報が手に入らなければ、逃げるに逃げられません。近隣の自治体では、電話をかけることでスピーカーの放送内容を確認できるテレホンサービスを取り入れているところもあると聞きますが、本町においても、このようなサービスを取り入れるなど、さらに情報システムの改善を図られる予定はあるのか否か、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、お答え申し上げます。

台風につきましては、準備に時間をかけることができますが、ゲリラ豪雨等の急激な大雨が降る場合には、その時間は極めて短時間となり、また想定外のことが起きる最近の気象状況等を鑑みますと、住民の皆様にはいち早く緊急情報をお伝えすることは今までにも増して重要であり、伝達までにあまり時間を要しない防災長距離スピーカー、町としては重要視し、3年間で町内各所に重点的に整備を行ってまいりました。

この間、議会をはじめいろいろとご意見を頂く中で、システムや運用面での改善を図ってきたところではございますが、なかなかご満足いただけない部分もあり、今後もシステムの改善等を検討していく必要があるものと認識をしておるところでございます。

住民の皆様さまにお伝えする緊急情報は、住民の皆様の生命を守り、安心・安全のために重要な情報でございます。議員ご提案のスピーカーの放送内容を電話で確認できるテレホンサービスについても、情報伝達手段として非常に有効なものであると考えられますことから、本町といたしましては早急に導入に向け検討してまいりたいと考えており

ますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 浅田議員。

○1番（浅田晃弘） 早急な導入に向け、よろしくお願いをいたします。

近年、気候・天候は想定外のことが起こっております。本町も例外ではありません。今後とも住民の皆さんの生命を守り、住んでよかったと思える安心感のある本町にふさわしい情報伝達方法があると思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

災害は待ったなしであります。さらに英知を結集し取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

次に、鳥獣被害防止対策について質問を行います。

鳥獣被害、特にシカ、サル、イノシシについては、住民の方から、丹精込めて作った農作物に被害を受けたとの話をよく聞くことが頻繁にあります。鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策を効果的に推進するため、平成19年に制定された通称「鳥獣被害防止特措法」では、農林水産大臣が被害防止対策の基本指針を策定し、この指針に則して市町村が被害防止計画を作成するとともに、被害防止計画を作成した市町村に対して、国等が財政上の措置等、各種の支援措置を講ずるとの内容でありました。

この指針により、地域の実情に即した対策が実施できる、効果的な被害防止策を図るために、本町においても被害防止計画を作成したことと思いますが、被害防止計画を作成・実施したことにより、被害等はどのように変化をしたのかお聞きしたいと思います。

○議長（谷口 整） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 国において鳥獣被害の深刻化、広域化を踏まえ、平成19年12月に「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」が成立され、特別交付税の拡充、補助事業による支援などの財政支援や都道府県から被害防止のための鳥獣捕獲許可の市町村への権限移譲、または鳥獣捕獲に従事する人材を確保するための支援等が主な措置として実施されました。

この法律は、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、様々な被害防止のための総合的な取り組みを自主的に行うことに対して支援すること等を内容とするものでございます。

本町におきましても、当時有害鳥獣による被害が深刻であったため、国が示された指針に則して早速鳥獣被害防止計画を作成し、各事業の取り組みを始めたところでございます。

取り組み内容といたしましては、まず農地に侵入し、農作物に被害を及ぼす有害鳥獣の侵入を防止するために電気柵の設置事業に取り組み、希望されてきました団体には資材を支給し、数年にかけて設置いただいたことや、猟友会実施による捕獲事業や野猿の追い払い等様々な取り組みを各関係機関や農業者等の協力のもと、実施してまいりました。

電気柵の設置を実施したことにより、シカ、イノシシの侵入を未然に防ぐことができ、農作物への被害が大きく軽減したものと考えます。

○議長（谷口 整） 浅田議員。

○1番（浅田晃弘） 有害鳥獣の被害が大きく軽減できた取り組み、対策に対しまして、感謝を申し上げますと同時に、鳥獣による被害は農家等の営農意欲の低下等を通じ、耕作放棄地の増加ももたらすことになり、この放棄地が野生動物のすみかになっております。これがさらなる被害を招くという悪循環を生じさせています。

このような悪循環に陥らないために、農地の保全管理等が必要であり、耕作放棄地や後継者のいない農耕地の貸し借りなどの対応に町は汗を流していただいていることと思いますが、さらに努力を重ねていただきたいと思います。

今まで述べたことも含めて被害要因の究明が必要であると思います。効果的な防止柵の設置や追い払い活動の推進は、これまでも取り組んでいただいておりますが、圃場や集落を餌場にしないことや鳥獣が身を隠すことができない見通しのよい緩衝帯の整備等が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） ご質問の圃場や集落を餌場にしないこと、鳥獣が身を隠せない、見通しのよい緩衝帯づくりは、鳥獣から地域を守る効果的な対策と考えます。鳥獣も外敵におびえる性質を持っていながら、地域の水田、畑作物を餌場として出没するため、農地等に隣接している森林などの下草や灌木を刈り払い、隠れ場のない状態をつくることにより、警戒心の強い鳥獣が出没しにくくする環境対策です。

野生鳥獣緩衝帯づくりについては、インターネットでも各地の取組事例も紹介されていますが、まず最初に地域住民の取り組みの方向性を検討する中で意思統一を図り、緩衝帯となり得る土地所有者の理解も得ることが必要です。また、関係機関との連携が重要となりますので、地域において緩衝帯づくりを検討していただきますようお願いいたします。

○議長（谷口 整） 浅田議員。

○1番（浅田晃弘） 人に任せ切りにしないで、シカやサル、イノシシなど地域や集落で有害鳥獣の被害に遭われている方が、その地域の実情に合わせ、手を取り合って被害対策を行い、被害を最小に抑える取り組みが必要であると思います。

しかしながら、本町全域の被害防止対策の実効性を上げるためには、鳥獣の生態や行動特性に基づく総合的な被害防止技術を高め、各地域の実情に合わせて、その技術を構築していく必要があると思います。今年度の施政方針にありました野猿対策の一つでもあるモンキードッグの運用、実地訓練なども然りです。

このような観点から、有害鳥獣、特に野猿の被害対策については、餌場となっている集落間の移動周期をこれまでの経験値や群れの状況等から科学的に予想し、町や被害に遭われている方などと連絡を取り合い、また情報を発信し、お互いの協力のもと、野猿を追い払い、被害防止に当たっていただきたいと考えますが、町の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） それでは、ご答弁申し上げます。

今年度予算の有害鳥獣対策事業をご可決いただきました中で、追い払い事業プラスワン、野猿追い払いのモンキードッグの訓練については、現在3頭の犬を教育していただいているところであり、追い払い実施に向けての戦力になるものと大いに期待しているところでございます。

そして、愛犬と一緒にご協力賜っております方々には大変感謝いたしたいと、併せて厚くお礼を申し上げます。

ご質問の野猿の被害対策につきましては、現在、野猿の追い払い隊による追い払い業務の日々の日報により出没状況を把握し、その情報を基に群れの動きが想定できるため、それに合わせて追い払いを実施しているところでございます。

また、日々の野猿の出没状況を昨年度から本町ホームページに掲載しており、被害対策の参考にさせていただきたいと考えていますとともに、地域においても所有される圃場近隣に近寄れば追い払うことや、近隣圃場の所有者や地域内での連携を図ってもらう取り組みが必要でないかと考えるところでございます。

また、その取り組み等につきましては、有害鳥獣担当関係機関においても協議しながら様々な模索をしてみたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 浅田議員。

○1 番（浅田晃弘） 様々なことを模索して、そしていい結果に結びつけていただきたい
と思います。

町からの追い払いグッズの提供や追い払いなどの支援を受けながら、地域や集落にお
いても町の野猿情報をチェックし、自らが野猿を追い払うなどの自衛が必要であると思
います。

国では、鳥獣被害防止特措法の一部を改正する法律が議員立法により提案され、全会
一致で可決・成立し、本年令和3年6月16日に公布されました。この中で都道府県と
の協議の場を設ける等により、関係地方公共団体との連携を図る旨が明記され、市町村
相互間の連絡調整も同様に明記されました。このほかにも強化される取り組みがあるよ
うですが、広域に取り組むことで総合的な被害防止技術を高め、地域の実情をよく知る
基礎自治体だからできる有害鳥獣の被害防止に向け、被害防止計画がさらに推進できる
よう有害鳥獣に効果的な防止柵の支援等を国・府に要望するなど、有害鳥獣の被害防止
に当たっていただきたいと思います。

以上で私が通告しておりました全ての一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて浅田晃弘議員の一般質問を終わります。

次に、榎木憲法議員の一般質問を許します。榎木議員。

○10 番（榎木憲法） おはようございます。

私、榎木憲法が質問をさせていただきます。

防災に関し、本町におかれましては過去ハザードマップが年々更新され、危険箇所や
避難所の明示など、とても見やすくなっており、感謝申し上げます。また、避難所など
におきましても、生命維持に必要な飲料、食料、毛布などが備蓄されており安心して
いる次第です。

さて、9月1日が全国的な防災の日であることより、防災に関し、2点質問をさせて
いただきます。

1点は、避難所におけるマンホールトイレの設置について、2点目は、コロナ禍での
自主防災訓練についてお伺いいたします。

まず1点目、避難所におけるマンホールトイレの設置について質問させていただきます。

2016年4月に発生しました熊本地震、その3カ月後の7月に国土交通省が避難者

に対し、「今すぐに必要なものは」とアンケート調査した結果、罹災3日後に必要とされた第1位が簡易トイレ、2位が毛布、3位が医薬品となっておりまして、4日後の1位も、やはり簡易トイレが必要という結果が報告されておりました。

ただ、簡易トイレと言いますか、仮設トイレなどは手配や移動運搬などに時間を要し、すぐには使えないといった問題から、また設置後も臭いや利用後の処置などの問題などから、国土交通省は「マンホールトイレの設置を」と各自治体に呼び掛けております。

しかしながら、国土交通省の調査によれば、現在に至っても導入自治体は36%にとどまっており、国土交通省としては、「まだ備えが不十分」と指摘しています。本町は、この36%に入っているのか否か、調べてみましたら、町のホームページに2019年2月12日付で「新市街地都市公園基本設計書（概要版）」の3ページに「マンホールトイレの導入を検討する」と記載されており、あっ、一応計画されているんだと、まずは安心をいたしました。

このマンホールトイレなるもの、普段はマンホールの蓋がしてあり、いざというときに蓋を開け、その上に椅子型の便器を置き、周りを1人用のテントで囲うだけで即使用可能であり、使用後の処理も既設の下水道管に流せるといった利便性が高いものと伺っています。

以上のことより、「新市街地都市公園基本設計書（概要版）」が町のホームページに記載されてから2年ほど経過しました。確認のため、令和3年度の主要事項調書の新市街地公園整備事業費の項を見てもみると、「建築」という言葉はあるのですが、「マンホールトイレ」という文字は見当たらないのですが、設置の予定など今後の計画についてお尋ねいたします。

○議長（谷口 整） 垣内建設事業担当理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） マンホールトイレの設置につきましては、平成28年度に作成しました新庁舎建設基本計画に、災害用トイレとしてマンホールトイレを導入することとしていました。役場庁舎の災害応急対策機能を充実するため、隣接する場所に宇治田原町中央公園を整備することにしておりましたので、新市街地都市公園基本設計、それから実施設計ではマンホールトイレを計画しております。今後、汚水管や公衆トイレの排水設備工事と併せまして、令和4年度の完成を予定しております。

○議長（谷口 整） 榎木議員。

○10番（榎木憲法） 今後の計画内容として、汚水管や公衆トイレの排水設備工事と併せて令和4年度の完成を予定しているとの回答を頂き、安心をいたしました。

次に、マンホールトイレについて2つ目の質問をさせていただきます。

このマンホールトイレの型式として、本管直結型、流下型、貯留型の3種があるようですが、断水時にも使用可能なものを設置計画されているのでしょうか。また、設置基数においては最低でも男女別に各1基と車椅子用、合わせて計3基は必要と思うのですが、計画ではどうなっているのでしょうか。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） タイプといたしましては、本管貯留タイプのマンホールを計画をしておるところでございます。このタイプは貯留管に水を溜めて使用します。上流には水を投入する人孔を設けておりますので、耐震性貯水槽などから給水することができるのあります。

マンホールトイレは、発災後3日までの一時的避難者約350人の使用を想定し、4基設置することとしておりまして、必要な数は充足しておると考えております。既整備の耐震性貯水槽や整備予定の防災備蓄倉庫と併せて、災害対策活動の拠点としての機能をさらに充実させてまいります。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 榎木議員。

○10番（榎木憲法） 断水時にも使用可能な本管貯留型との回答を頂き、また設置基数においては私が心配した3基よりも、3日までの350人が使用可能な4基の設置計画であるとの回答を頂き、安心いたしました。災害が発生しないことを祈念し、マンホールトイレの質問を終わります。

次に、2つ目の自主防災訓練について質問させていただきます。

この質問につきましては、今年3月に上野議員が質問され、「令和3年度はコロナ禍の状況を見ながら地域防災力の維持・向上を図る」と答弁されておりましたが、あれから半年が過ぎました。まだコロナ禍が収束しない中、聞くところによりますと、地区によっては「2年続いて今年もやらないというわけにはいかない」「今年は少人数にて実施」などの声も聞いています。令和3年度、町の地区ごとの訓練状況、計画などはどうなっているのでしょうか。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 新型コロナウイルス感染症の全国的な広がりにより、昨年度は多くの自主防災会で訓練が中止となりました。今年度におきましても、コロナ禍の状況で各自主防災会とも非常に苦慮されておられるところではございますが、有事のことを

考えると、やはり訓練は必要であると考えられ、5月に実施された南区自主防災会の情報伝達訓練や7月の岩山区自主防災会の丸山・隠谷地区を対象とした消火栓取扱訓練をはじめ、この秋には現在のところ半数の自主防災会で訓練を計画いただいております。

なお、議員ご発言のとおり、自主防災会によっては新型コロナウイルス感染症対策として参加人員をどうしていくのかといったことの検討をされているところもあり、訓練の詳細につきましては、感染症対策も踏まえつつ、今後、各自主防災会と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 榎木議員。

○10番（榎木憲法） 緊急事態宣言が何度も発令される現況の中、各地区におかれましては的を絞っての情報伝達訓練や消火栓取扱訓練をされているとのことで、本当に苦労されている様子が手に取るように感じられ、関係者の皆様に感謝申し上げます。

先ほども申し上げましたが、少人数による訓練となりますと、その対象外の人にとっては、防災意識の希薄化が心配されます。今年8月も全国各地で豪雨被害が発生していますが、幸い本町におきましては近年、大きな被害が少なく、「我が町は、我が地区は、我が家は安心」といった間違った安心感、すなわち危機管理意識の希薄化が懸念されます。

もちろん、この危機管理意識を持続することが町民自身の責任であるということは重々認識していますが、コロナ禍であることを鑑み、町民への意識の覚醒を促すような施策を検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 議員ご指摘のとおり、訓練の参加人数を絞り込まざるを得ないことや、ここ最近、本町において大災害が発生していないこと等により、防災意識が希薄となっていく恐れもあろうかとは思いますが、町といたしましては、防災・減災には行政だけでなく住民の皆様が必要であり、そのためには地域が「災害は忘れた頃にやってくる」ではなく、「災害は忘れないうちにやってくる」や「いつ災害が起きてもおかしくない」との危機感を常に持っていただくことが重要と考えております。

住民の皆様の防災意識の醸成・向上には、やはり継続しての周知・啓発が必要であり、町広報紙やホームページを活用した広報はもちろんのこと、自主防災会にもご協力いただく中で、あらゆる機会を通じての啓発に引き続き努めてまいりたいと考えております。

ので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 榎木議員。

○10番（榎木憲法） 以前は防災の意識付けとして「災害は忘れた頃にやってくる」とよく言われておりましたが、昨今の災害を見ますと、理事が言われましたように「災害は忘れないうちにやってくる」時代になりました。先ほども申し上げましたが、ここ近年大きい罹災もなく、「我が町は安心」といった間違った認識や、少人数による防災訓練等による防災への希薄化に対し、町として継続しての周知・啓発を町広報紙やホームページを活用して、あらゆる機会を通じて講じていくとの回答を頂き、安心をいたしました。

以上で防災に関し質問を終わります。

○議長（谷口 整） これにて榎木憲法議員の一般質問を終わります。

次に、山内実貴子議員の一般質問を許します。山内議員。

○5番（山内実貴子） 山内実貴子でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、1件目は教育環境についてお伺いいたします。

1つ目には、コロナ禍での対応についてでございます。

昨年、新型コロナウイルスという未知の感染症が日本、また世界各地で広がりを見せ、緊急事態宣言が発令、学校現場でも卒業、入学という節目の時期に臨時休業となるなど、子どもたちにとっても学校生活が一変する事態となりました。昨年は夏季休業期間が短縮されたり、来賓や保護者を交えた行事がほとんど中止され、感染予防対策の中、子どもたちは学校生活を送ってまいりました。本年度に入っても感染予防対策は継続して行われ、8月27日、夏季休業期間が明け、2学期が始まりました。

この新型コロナウイルス感染症との戦いは未だ収束が見えず、新たな変異株の出現に、さらに予防対策の徹底が必要とされています。学校現場での感染予防対策、また学びの工夫など、子どもたち、またそのご家庭が安心して子どもたちを送り出せる、さらなる取り組みが求められるところだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 馬場課長。

○学校教育課長（馬場 浩） これまで学校では、マスク着用の徹底や教室の座席配置の工夫、飛沫防止を目的とした給食指導、教職員等による校内の消毒作業など、徹底した感染予防対策を行ってまいりました。しかし、最近の新型コロナウイルス感染者の増加を受けて、さらなる感染対策を学校には指示をしているところでございます。

具体的には引き続き、体温の計測や登校時の手指消毒の徹底、マスクのつけ方の指導などに加え、中学校では部活動の停止を行っており、感染リスクの高い教育活動を取りやめております。また、小学校でも同じく感染リスクの高い教育活動を取りやめ、時間割の工夫などをして学校における三密のさらなる回避を行っております。また、保護者の方々へも、児童生徒のみならず同居する家族の体調把握のお願いや不織布マスクの推奨などを行い、学校と家庭が協力して感染予防を行っております。

また、コロナ禍での学びの工夫として、GIGAスクール構想により1人1台ずつ貸与されたタブレットの活用がございます。タブレットを活用して画面を介してお互いの意見を交流し合ったり、自分の考えをみんなに発表したりできます。このようにタブレットを活用することで、コロナ禍での制限された教育活動でも児童生徒の学びを深められるよう工夫をしているところでございます。

学校、教育委員会といたしましても、新型コロナウイルス感染拡大の収束が見えない中ではありますが、子どもたち、またそのご家庭が安心して学校へ送り出していただけるよう予防対策にできる限り取り組んでいるところでございますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） コロナ禍においても体験学習など工夫を凝らしての学びの確保とともに、心のケアも大切だと考えます。夏季休業後は子どもたちの自殺が最も多いと言われております。毎年のことではあると思いますが、コロナ禍においては子どもたちの変化に特に注視していただきたいところです。

さて、今10代、また10歳未満の若年層の新型コロナウイルスへの感染が増加傾向にあり、学校現場でも感染拡大の危機感は止まりません。今まで以上の対策の徹底、ご答弁にもありましたマスクの着用、またつけ方の指導や給食の黙食、また体調が悪いときは休むなど、安心して学校に登校できるよう学校での取り組みを改めてお知らせするとともに、家庭でもご協力いただきたいことを明確にし、発信していただきたいと思っております。

今後も家庭との連携でしっかりと感染防止に努めていただくようお願いいたします。

新型コロナウイルスへの感染予防という面では、学校という環境の中でもワクチン接種は一つの大切な取り組みと考えます。若年層でのコロナ感染拡大が懸念されている中、小学6年生、また中学生にあたる12歳以上が接種可能対象となっているワクチン接種

について、本町での対応をお聞かせください。

○議長（谷口 整） 岩井子育て支援課長。

○子育て支援課長（岩井直子） 本町における新型コロナワクチンの接種が進む中、若年層を感染から守るために、満12歳から15歳の子どもたちへの接種に向け、準備を進めているところです。

小中学生のワクチン接種に関しましては、様々な課題から国の指針が示されるまで検討を見合わせておりましたが、保護者の問い合わせ、学校行事等を含む教育的配慮、町内医療機関のご協力など慎重に検討・調整を重ね、10月、11月に保護者同伴とする児童生徒のみの集団接種を予定しております。

現在、対象者に対しまして、本町での接種希望など意向調査を実施しているところですので、その状況を見て、時間指定等のご案内をすることとしております。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） ワクチン接種については、高齢者から16歳の方までの集団接種、また町内医療機関での個別接種について本当に丁寧に一生懸命取り組んでいただいていることに感謝しております。

今、若い世代の間では、様々なSNSなどでワクチン接種についてのデマやうわさなど不安情報が多く流れております。ワクチンの効果と副反応については正しい情報発信で、保護者のご協力のもと、希望者がスムーズに接種できる体制をもって進められますようお願いいたします。

次に、教育環境の整備についてお伺いいたします。

コロナ禍により学校行事が縮小、また延期や中止になる中、学校内、また学校施設周辺の整備が難しくなっている現状が見られます。児童生徒の活動の縮小等により、特に美化活動による整備が滞っているのではないのでしょうか。

この夏も猛暑が厳しく、またまれに見る豪雨などの気候変動により、自然環境が変化してきたとはいえ、維孝館中学校では生徒が活動するグラウンドに草が生い茂ってしまいました。子どもたち自身にも、その変化に気づいて自ら行動を起こしてほしいと思いますし、一昨年まで保護者が2学期の始まり前後に美化活動をして、我が子たちの学んでいる学校をきれいにし、大切にすることを共有してきたことが大事な機会であったと感じております。そういう定期的に行ってきた整備については、同じ方法でできないのであれば、何か違う方法でやらなければ整備は進みません。田原・宇治田原小学校の校庭の整備もどうなっているのでしょうか。

また、通学路はどうでしょう。新学期が始まるにあたり、点検はされたのでしょうか。通学路になっている歩道などに草が生い茂っていたり、樹木につるなどが絡みつき、垂れ下がってきてはいないでしょうか。私も気になるところはチェックしておりますが、こういうことも含めて、教育施設内、また周辺整備について計画的に実行していただくためのチェックを教育委員会がすべきではないでしょうか。

○議長（谷口 整） 馬場課長。

○学校教育課長（馬場 浩） まず、ご指摘の中学校のグラウンドにつきましては、その状況を教育委員会といたしましても認識をしているところでございます。コロナ禍により、例年実施していた保護者、PTAとの共同美化活動が行えないことが要因となっているところでございます。

これまで学校の環境を含めた施設管理を適正に行うため、保護者等関係者の協力を得る中、小中学校と教育委員会が連携し、適正な管理を行ってまいりました。今後も適正な管理に努めてまいりたいと存じます。

ご質問の教育施設内、また通学路を含めた適正な管理を行うための教育委員会でのチェック体制につきましては、1年間というサイクルの中で計画的に実行できるよう、教育委員会だけではなく、保護者、地域の方々の支援を受ける中、学校とも連携してチェック体制を構築してまいりたいと考えております。

なお、現状につきましては、既に改善に取り組んでおりますので、ご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） 新型コロナウイルスへの感染防止という観点からも、まずは学校施設がきちんと整備され、美しく整えられていることが基本であり、落ち着いて学習に取り組める教育環境と言えるのではないのでしょうか。

現状については既に改善に取り組んでいただいているとのこと、今後も子どもたちの安心・安全な学校生活のために、教育環境の整備にはその対応に必要な人材確保などについても適正な管理及びチェックを行う中、スピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

次に、2件目、まちの美化推進についてお伺いいたします。

1つ目は、道路や歩道の草木の整備についてでございます。

宇治田原町は国道307号、また各区での美しいまちにという思いがつながり、それぞれの地域の方々、またボランティアの方々がごみ拾いや草や土の除去、花壇の整備に

と汗を流してくださっています。春夏秋冬、厳しい暑さや寒さの中でも一生懸命に取り組んでいただいていること、本当に感謝の思いです。

ただ、近年まれに見る気候の変動、また高齢の方も多くなり、今までのように活動できるかどうかという懸念と同時に、自分たちができなくなったら、このまちはどうなるんだろうかという心配の声が聞かれます。

宇治田原町は、この数年で新名神の開通や宇治田原山手線の整備、また庁舎周辺の新市街地の促進によって発展していこうという大切な時期に入っております。お茶のまち宇治田原、おもてなしの心を大切にという思い、様々な思いが重なって、国道307号を中心に緑豊かな美しいまちとして誇りを持ってまいりました。道路の管理は当然ながら道路管理者が持つものですが、なかなかそうはいかない中、例えば草や土は通行に支障がなければいいのでしょうか。通学路としての歩道の整備など、このまちを美しいまちとして継続していくための取り組みとしてどのようにお考えでしょうか。

○議長（谷口 整） 谷出建設環境課長。

○建設環境課長（谷出 智） 宇治田原町を美しいまちにとの思いのもと、地域の方々、またボランティアの方々が一生懸命に取り組んでいただいているまちの美化活動について、町といたしましても大変感謝しているところでございます。

道路管理者としては、通行に支障がないよう、視距や路面の状態等の維持管理を行っておりますが、道路の美化については、地域やボランティアの皆様のおもてなしの心を大切にされた熱心な活動に支えられております。ただ、こうした活動に参加していただいている方の固定化など、今後の継続性について課題があることは認識しておるところでございます。

町としては、引き続き道路の美化に取り組んでいただいている地域やボランティア団体様に対して、「花咲く街道支援事業」としてご支援させていただくとともに、昨今活発にご活動いただいている地域やボランティア活動に属さない個人や企業様の道路美化への取り組みなどについても、それぞれの思いをお聞かせいただき、広く住民の皆様と思いを共有していく中で、緑豊かな美しいまちへの持続可能な取り組みを探っていきたいと考えております。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） ご答弁にもありましたように、地域やボランティア団体で活動いただいている方々、またそこに属さない個人・企業の方々の思いも聞かせていただく、広く住民の皆さんと思いを共有し、美しいまちへの持続可能な取り組みを探っていきたい

いとこの思い、この思いで、これからも住民の皆さんと協力して道路や歩道の整備に取り組んでいただきたいと思います。

次に、2点目、まちの美化推進について伺います。

宇治田原町には、まちをきれいにする条例があり、この条例に基づき、設置された町内で活動する美化推進団体メンバーでもある、まちをきれいにする推進員さんが活動しておられます。今までも京都府の不法投棄やつつけ隊などとともに活動し、ポイ捨てされたごみや不法投棄の情報などを共有し、まちをきれいにと取り組んでまいりました。また、年に1回程度、意見交換も行ってきたところですが、昨年よりコロナ禍で会合形式の集まりが難しくなり、中止になっております。また、春には毎年さくら福祉まつりが行われ、開催に向け、社協のボランティアグループさんたちが住民体育館周辺を清掃していましたが、これも中止になっております。

そういう活動があったからこそ、気持ちよく過ごせていることも大いにあったと思います。これまでのように同じ思いを共有し、つながってきた取り組みを継続させることができないのでしょうか。

例えば京の門掃きのように、自分の家の前を掃くとき、少しだけお隣さんのところも掃くというちょっとした気づかいや、同じ時間に同じ行動をする取り組みとして、朝夕の子どもの見守りに登下校時間帯に散歩に出る。外に出て、庭の水やりをする。掃き掃除をするなど、ながら見守りを推進している地域もあります。コロナ禍において、できなくなった取り組みをやらないでおく選択よりも、できることからやる選択をと考えます。おうち時間や散歩時など、同じ日に草を抜いたり、ごみを拾ったりして、まちをきれいという気持ちを共有するなど、月に1回の挨拶、声かけ運動のように町の取り組みとして習慣的に参加できる、つながりを感じられるような事業をまずは美化活動を目的として展開してはと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） まちをきれいにする推進員は、空き缶のポイ捨てや落書き行為に関する情報収集や通報等をしていただくことを目的とし、現在約100名の方にご活躍いただいております。推進員さんには清掃ボランティアに所属されている方も多く、年に1度開催する意見交換会において、まちの美化活動において合同活動ができないかというご意見を頂いたため、平成29年度には京都府の不法投棄やつつけ隊活動に参加し、合同で清掃活動を実施するなど、その活動の裾野を広げていただいていたところでございます。

令和元年度には再びやっつけ隊への参加を計画し、国道などの主要道路沿いの清掃を検討しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により中止となり、またその後の会合やスポット的に実施していた清掃活動等も中止せざるを得ませんでした。一堂に会する機会が失われ、活動の停滞をもたらすことは大変残念ですが、推進員さんの感染予防のためには慎重にならざるを得ないところをご理解いただければと思います。

議員ご指摘のとおり、コロナ禍であっても、できることからやるという視点が非常に重要であり、皆さんのまちをきれいにしたいという思いに空白が生じぬよう取り組む必要があると考えているところでございます。

清掃ボランティアなど支援されている社会福祉協議会等とも連携する中で、コロナ禍であっても推進員さんや清掃ボランティアの皆さんの意見を聞く場、知恵を出し合う場、思いを共有する場を設けることをまずは検討したいと思っております。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） コロナ禍であっても、できることを探るため、まずは検討するとされている意見を聞く場、知恵を出す場、思いを共有する場を的確な時期に実現できるよう私も協力していきたいと思っております。

今まで培ってきた緑豊かな美しいまちとの思いと取り組みに対する熱意がつながっていきますようお願いしております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて山内実貴子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開は午後1時からといたします。

休 憩 午前11時46分

再 開 午後 1時00分

○議長（谷口 整） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山本精議員の一般質問を許します。山本議員。

○4番（山本 精） こんにちは。

通告に従いまして、午後一番の一般質問を山本精が行います。質問は、3件です。

まず最初に、開発問題についてです。

開発に関わるなど、今、盛土の危険性について下流域に農地や住宅がある場合、いつ豪雨による土石流が発生してもおかしくない状況のもと、毎年のように全国で被害が出ています。本町でも盛土による被害が出ているところであります。今年7月に起きた死

者24人、行方不明3名が出た熱海市伊豆山で起きた盛土の崩壊による大きな土石流被害を受けて、国土交通省は盛土の総点検を開始しました。

7月の総務建設常任委員会で、本町では9カ所の盛土、5カ所の土砂災害危険箇所を府に報告したとのことですが、盛土や土砂災害危険箇所に対する本町の今後の対策はいかがなものでしょうか。

○議長（谷口 整） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 7月の総務建設常任委員会でもご報告させていただきましたとおり、静岡県熱海市の土砂災害を受けて、町内14カ所の盛土を行われた箇所及び土砂災害危険箇所について京都府に報告するとともに、関係課とともにパトロールを実施したところでございます。

当該箇所につきましては、パトロールを継続するなど引き続き注視し、必要に応じて是正指導等を行うなど対応をしていきます。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○4番（山本 精） これからも、いろいろ開発などが行われると思います。今後とも盛土や土砂災害危険箇所へのパトロール、是正指導をしっかりと行うよう要望しておきます。

次に、2件目、防災施設、体育館等への空調施設の設置についてです。

現在、全国で記録的な大雨による土砂災害河川の決壊が起きています。そういうとき、命を守るために必要なのが避難場所です。また、近年、全国的に記録的な猛暑も続いています。命の危険を感じる暑さは災害級のものになっています。

そこで、以前にも申し上げましたが、指定避難所になっている小中学校の体育館や住民体育館には現在、空調設備がありません。こういった施設に空調設備の設置を求めますが、町の考えはどうでしょうか。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 体育館への空調設備の設置については、一昨年にもご答弁申し上げましたとおり、既存の体育館に新たに空調を設置することは、設備機器、室外機等の設置により新たな荷重が生じることから、構造上の検討等も必要となり、結果として設置費用や電気代等の費用が非常に高額となることが想定されます。

また、コロナ禍の避難も想定して、各避難所に大型扇風機を配備したところであり、これらを活用することはもちろん、万が一、猛暑の中、避難生活が長期化するようなことがある場合には、状況に応じて施設内の空調がある部屋等に一時的に移動していただ

くなど、体調不良等にならないような対策を考えてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○4番（山本 精） 今、空調設備費用や電気代が高額になるということですが、避難所については少ない人数だったらいいですけれども、大量の人が来たら今言われたように空調設備のある部屋にというようなことがもう不可能だと思います。そういう点では、こういうふうな住民体育館とか小中学校の体育館などの指定避難所等の防災施設の設備などに国負担70%、町負担が30%、こういうふうな緊急防災・減災事業債が利用できるように今なっています。実際、近隣の八幡市では指定避難場所に空調設備を設置することに利用されています。こういうことで、体育館に空調設備が設置されて、小中学校生や住民の方に大変喜ばれています。日常的に使うことにも、そういうことでは本当に喜ばれているというふうに聞いています。こういう点では、こういうふうな緊急防災・減災事業債などを利用して、空調設備をつくってみてはどうでしょうか。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 繰り返しの答弁となりますが、設置に当たっては構造上の検討も必要であり、また緊急防災・減災事業債の対象とならない電気代等の維持管理費用が高額となることから、現状においては空調設備の設置につきましては厳しいものと考えております。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○4番（山本 精） 同じようにお金がかかるから設置ができないということでありましたが、しかし空調設備があれば指定避難所での生活がやっぱり快適にできるというふうに思いますので、今後とも設置するよう求めておきます。

次に、3件目に生理の貧困についてお尋ねします。

生活用品の公共施設への整備について。生理の貧困については先日の京都新聞にも報道があったように、新型コロナの影響で収入が減少し、生理用品の購入に困難している女性の存在があります。実際、生理用品までお金が回らず、小まめに交換ができない最悪なケースとしてトイレットペーパーで代用するという、こういう話もあります。しかし、女性は生理で平均して35年から40年、生理とともに過ごす期間があると言われていています。生きている間に生理用品の購入に約60万円支出することにもなるようです。

現在、小中学校では、児童生徒の求めに応じて保健室での手渡しなどされているようですが、いつでも手軽に利用できるように、今、全国的な広がりを見せている生理用品

の無償配布などを役場窓口で行ったり、公共施設や学校の女子トイレに常設するようにしてはどうでしょうか。

○議長（谷口 整） 黒川健康福祉担当理事。

○健康福祉担当理事（黒川 剛） いわゆる生理の貧困につきましては、社会問題として近年取り上げられているところでございますが、生理用品につきましては、日用品の一部であり、それに事欠く状態ということは、家庭として経済的に困窮しているか、児童生徒であればネグレクト等の問題があることも考えられるところでございます。

このような状況の中で生理用品を数個支給したとしましても、根本的な解決をすることはできず、また管理や衛生の面からも、公共のトイレ等に設置することは適切ではないと考えているところでございます。

匿名で生理用品を配布しても問題の解決には結びつかないことから、家庭の貧困問題として捉え、生活保護や暮らしの資金等の制度により、総合的な支援につなげることを優先すべきであると考えております。

なお、小中学校におきましては、保健室及び職員室に生理用品を設置し、養護教諭、または女性教諭が直接渡すことにより、児童生徒の心身の状況や家庭の問題を捉える機会としているところでございます。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○4番（山本 精） 今、国としても、この問題、注視している中ですが、内閣府の男女共同参画局で7月20日時点による調査によると、生理の貧困に係る取り組みを実施していることを把握した地方公共団体の数は581団体あるということです。調達元としては一番多いのが防災備蓄で、次いで予算措置、予備費の活用も含んでやっているところ、企業や住民等からの寄附、また社会福祉協議会や教育委員会と連携して取り組みを実施している例、民間事業者と協定を締結して無料のナプキンディスペンサーを設置することで、継続的に支援を行う仕組みを構築している例もあるというふうに言われています。

実際、近隣の市や町でも公共施設の配布や配備が進んでいます。本町でもそういった取り組みを推し進めることはできないでしょうか。町長のほう、このことを求めまして、一般質問終わりますが、何か今後について答弁があればお願いいたします。

○議長（谷口 整） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） ただいまの質問でございますけれども、以前、山内議員のご質問にもございまして、防災上の観点からのご質問いただきまして、私ども、もちろ

ん貧困という部分もございますけれども、着の身着のまま例えば避難された方々用に対しましては、避難所等にそういうものを配備することで現在進めてございます。

また、今後におきましては、そういうものがある一定耐用年数、使用年数を超えるような場合には、また合理的な配布なり方法を考えていきたいと考えてございますので、そういう予定であるということをご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○4番（山本 精） 分かりました。ぜひよろしく申し上げます。

以上で終わります。

○議長（谷口 整） これにて山本精議員の一般質問を終わります。

次に、藤本英樹議員の一般質問を許します。藤本議員。

○7番（藤本英樹） 議席番号7番、藤本英樹でございます。通告に従いまして、9月定例会一般質問を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今回は、大きく交通安全対策と障がい者雇用について質問したいと思います。

まず、交通安全対策の中でも特に通学時の安全対策について質問いたします。

令和3年6月28日、千葉県八街市において、下校中の小学生の列にトラックが突っ込み、2名が亡くなり、3名が重軽傷を負う事故が発生いたしました。トラックの運転手は飲酒もしていたようで、危険運転致死傷害容疑で逮捕、起訴された事故が発生いたしました。

過去を振り返ってみますと、平成24年4月23日、亀岡市において、集団登校中の小学生の列に無免許の少年（当時18歳）が運転する車両が突っ込み、女児2名と付添い成人女性が亡くなり、児童7名が重軽傷を負った事故、また平成25年9月24日、八幡市の府道で登校中の小学生の列に乗用車が突っ込み、5名が負傷するという事故が発生しております。

さらに、登下校中ではございませんが、大津市においても令和元年5月8日、直進車と右折車が衝突し、はずみで直進車が散歩中の保育園児の列に突っ込み、園児2名が亡くなり、保育士を含む14名が重軽傷を負うという事故も発生しております。

このように登下校時の事故は、小学生が集団で列をなしており、大事故につながる可能性を秘めております。

本町の通学状況を見てみますと、小学生のほとんどが徒歩通学であり、中学生のほとんどが自転車通学であります。交通量の多い国道沿いを通学される地区もあれば、山間

部を通学している地区など様々でございます。交通量が少ないから安心というわけにはいかず、交通量が少ないために自動車がスピードを出している場合もあり、また有害鳥獣との遭遇や雑草の生い茂った道路を通学しなければならないというリスクも秘めている地域もございます。

登下校時には、見守り隊の方々が通学の児童らを見守っていただいておりますが、思いもよらぬ事故が子どもたちの命を奪うことにもなります。特に歩道のない町道には、こうした事故リスクが高いと言えます。

以前、通学時の除草対応について質問させていただきましたが、ボランティアの方々の協力を得て小まめに除草するしか方法がないとのことでした。また、湯屋谷地区の中学生は、国道307号の両側に歩道が設置されていない関係から、数回国道を横断しなければならない現状でございます。

いま一度、通学時の除草対応や通学時の交通安全対策について確認いたしたいと思っております。

○議長（谷口 整） 馬場課長。

○学校教育課長（馬場 浩） まず、ご指摘の通学路の除草対応につきましては、地域や保護者の方々のご協力のもと、道路管理者とも連携を図りながら対応を進めているところではございますが、私有地であるなどの制約もあり、非常に苦慮しているのが実情でございます。

場合によりましては、教育委員会などの職員が学校と協力し、除草作業に当たるなど対応を図っているところでございますが、地域の皆様や保護者の方々に支えていただいている現状でございます。

次に、通学路の交通安全対策につきましては、道路管理者、教育委員会、学校、地域が連携を図り、対応していくことが必要不可欠ですので、この連携をより強固にして対応を図ってまいりたいと考えているところでございますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

議員ご指摘のありました千葉県八街市の事故におきましては、教育委員会といたしましても大変衝撃を受けたところで、この事故を受け、去る7月9日、総務課、建設環境課、学校教育課で町内21カ所において交通安全確保に向けた緊急点検を実施いたしました。その結果につきましては、既に対応している箇所が9カ所、早急に、または本年度中に実施する箇所が7カ所、府や田辺警察署に要望する箇所を含め対応を検討する箇所が5カ所でございます。

総務課、建設環境課、学校教育課が連携し、早急にできるものから対応を進めており、また府などの関係機関へも引き続き要望を行ってまいります。

また、再度学校による通学路の安全点検、そしてPTAからの要望を受けまして、学校教育課、総務課、建設環境課、府山城北土木事務所及び田辺警察署の合同で安全確認を実施する予定でございます。

○議長（谷口 整） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） 前述いたしました千葉県八街市の下校途中の小学生事故を受け、菅総理は「全国の子どもたちの安心・安全のため、危険な通学路についてはスクールバスを運行させる構想もあり得る」と述べ、国として送迎バスの全国導入を検討する意向を明らかにされました。また、手始めに、同市でモデル事業を早急に実施したいとの考えを示されました。政府のバス化検討を踏まえて、バス通学化が加速するかもしれません。

本町の施設一体型小中一貫教育事業も、スケジュール的な遅れを含む多角的な見直しを行うことになりそうですが、施設一体型一貫校を目指している中で、通学方法についても、このような政府の方針を受けて、より安全な通学方法を模索しなければなりません。

このような状況の中、一貫校となった場合の通学方法については、今後も検討していかなければなりません。その前に2小学校、1中学校の現状を踏まえ、今後スクールバス化が加速するかもしれない現状下で、どのように考えておられるのか確認したいと思います。

○議長（谷口 整） 野田次長。

○教育次長（野田泰生） 現在、本町における児童生徒の通学方法は、奥山田地区のスクールバスと禅定寺地区が独自で運行されている下校時タクシーの利用を除いては、小学生は徒歩、中学生は徒歩の生徒もいますが、ほとんどの生徒が自転車通学となっております。

子どもたちの安心・安全な通学には、これまで多くの地域の方々の協力、見守りをいただいておりますことに感謝申し上げます。特に通勤車両の多い登校時には見守り安全パトロール隊、交通安全指導員、そして先生による朝の登校指導などにより、安全確保に取り組んでいるところであり、また先ほどの答弁で申し上げましたが、本町の通学路交通安全プログラムに基づく合同点検等の実施により、引き続き安全な通学に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

議員ご意見のスクールバス化につきましては、今後、国におきまして、より安心・安

全な通学方法として危険な通学路における全国的なスクールバス導入について検討されていくものと思いますので、その動向には注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） 登下校時の事故は、先ほども申し上げましたとおり、集団で行動している場合が多く、発生してしまいますと被害者が複数になる可能性を秘めております。事故というのは、いつ、どこで発生してもおかしくないことであり、一瞬にして尊い命が犠牲になることもございます。起こってから検討するのではなく、危険な芽を摘む意味でも、改善に取り組んでもらいたいと感じております。

小中一貫校については、財政面の懸念から一旦は分離型を推進し、財政面が整った時点で一貫校に移行してもよいとは思っておりますが、しかし、どちらにしても通学における交通安全対策は避けて通れない問題でございます。

現状では、禅定寺地区はスクールタクシーを独自に実施しており、地域で子どもたちの安全確保に努めておられます。ただ、こうした安全のためにかかる経費の負担や保護者の理解などは、比較的小規模な集落である禅定寺区だから実現できたものだと思いますし、ほかにも児童生徒の通学安全を危惧されている地区もあるかもしれません。いま一度、町全体での通学の安全確保について点検箇所を含め、早急に対応いただきたいと思っております。

次の質問に移りたいと思っております。

障がい者雇用、特に知的、精神障がい者雇用について質問いたします。

平成30年4月に障害者雇用促進法が改定され、法定雇用率が民間2.0%から2.2%、行政機関では2.3%から2.5%と引き上げられ、本町では行政機関に与えられた雇用率は達成されているとのことでございます。

障がい者を持つ親御さんは、親御さんが支援できる状態であれば何とか手助けできますが、いずれは独立して生活していかなければなりません。親御さんにとって子どもの将来が不安であって当たり前だと思います。

このような状況の中、障害者雇用促進法が制定され、障がい者の雇用を行政機関や民間機関が行うようになりました。障がい者といっても、身体・知的・精神と障がいの種類、程度はまちまちでございます。現在、本町で雇用されている障がい者別の雇用実態について確認したいと思っております。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 議員ご質問の障がい者の法定雇用率につきましては、教育委員会では2.5%、教育委員会を除く地方公共団体では2.6%とされているところでございます。これを本町に当てはめると、それぞれの職員数に法定雇用率を乗じた人数が、教育委員会では1名以上、それ以外の行政組織では3名以上の雇用が必要となり、それぞれの部局において法定雇用人数どおりの達成ができておるところでございます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） 障がい者雇用と言っても、身体障がい者はその程度、状態によっては比較的雇用のハードルは低いかもしれませんが、知的・精神障がい者はその程度、度合いによっては、かなりハードルが高い場合もあろうかと思えます。

しかしながら、近隣の宇治市では平成25年（2013年）より知的障がい者を会計年度任用職員として4名を採用し、庁舎内の軽作業や書類の分別・配布など一般事務補助作業を行っておられます。

また、京都府におきましても、身体・知的障がい者に加え、精神障がい者の雇用も実施されておられます。

現在、本町におきましては、法定雇用率は達成しておりますが、将来的に法定雇用率の上昇は想定できるものだと思いますし、今後の知的・精神障がい者の雇用計画について確認したいと思えます。

○議長（谷口 整） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 障がいのある方の雇用に積極的に進めるとともに、障がいの特性に応じた勤務条件や職場環境を整備することは、全ての職員がその能力を有効に発揮する職場づくりを目指すために大変重要と考えているところでございます。

このような中、本町では多岐にわたる業務を限られた人員で担っており、まずは知的・精神障がいのある方が担っていただける業務の洗い出しが必要と考えているところでございます。その上で正職員、会計年度任用職員への雇用等、どのような雇用形態が適しているか等についても研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） 前述のとおり、障がい者雇用は、親御さんにとっては子どもが自立できるかどうかという大きな問題であり、行政が先導して行うことで大きな後押しになるかと思えます。雇用しやすい障がい者を雇用して、与えられた目標値を達成するの

ではなく、障がい者側の立場に立って雇用計画を見直してもらいたいと思っております。

正職員が困難なのであれば、社会や職場に慣れるという観点から、任期付職員として採用するなどして社会に対する門戸を広げていただき、障がい者も共存できるようなまちづくりを目指していただきたいと思いますので、雇用拡大に向けて取り組んでいただきたいと思いますと考えておりますことを申し上げ、9月定例会一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて藤本英樹議員の一般質問を終わります。

続きまして、宇佐美まり議員の一般質問を許します。宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） 改めまして、こんにちは。

通告に従い、宇佐美まりが一般質問をさせていただきます。

広報うじたわら「町民の窓」の配布方法についてお尋ねいたします。

町の広報紙は基本新聞に折り込みされ、町内全戸に配布されるようになっておりますが、昨今のインターネットの普及により、スピード性やその手軽さから新聞以外から報道内容を入手したり、折り込みチラシについてもネットから簡単にダウンロードできることから、新聞購読者は減少しているのではないかと思います。

一方、高齢者などはインターネットを利用することが少なく、新聞購読をしていない家庭も増加しているのではないかと推測されるところです。今現在、このような家庭に対して、町の広報紙を届ける手段として、どのような方法をとっておられるのかお尋ねいたします。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 町広報紙につきましては、町からの情報や町内の出来事などを住民の皆様に迅速に提供を行い、様々な情報を得る中で安心して暮らしていただけるよう努めているところでございます。

広報紙の提供方法については、新聞折り込み、町のホームページを主としながら、未購読世帯の方やインターネットを利用されない方に対しましては、窓口での配布や申し込みは必要となりますが、シルバー人材センターに委託をしてポスティングによるサービスを行っているところであり、情報の受け手のニーズに対応した様々な情報発信に取り組んでいるところでございます。

今後につきましても、多くの住民の方に広く広報紙が届くように、これまで以上に周知を強めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） 個々に申し出のあった方については、ポスティングで届けることも可能であるということは分かりましたが、今、現時点で広報紙が届かず、インターネットでもそのような方法があることを知らないという、いわゆる情報難民については対応できていないのではないのでしょうか。

また、一旦ポスティングの申し込みをしている方で、必要がなくなっても連絡がない限り継続してポスティングをしていくことになるであろうと思いますが、対象者が引き続き必要としているのかを確認するのは、どのような方法を取っておられるのでしょうか。例えば転出された方やお亡くなりになった人宛てに広報紙が届いているという声もありますが、現状はどのような対応をされているのかお尋ねいたします。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 対象者の把握につきましては、個人の方からの申請に基づいて届けることを基本としており、その周知に努めているところでございます。また、現在お申し込みいただいている方へ定期的に確認し、情報把握に努めているほか、ポスティングを委託しているシルバー人材センターからも情報提供をいただくなどして、名簿の更新を行っております。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） 現在、京都府が発行している府民だよりは、各家庭のポストに投函されています。聞くとところによると、シルバー人材センターに配布が委託されているようです。このことは、シルバー人材センターで仕事をされている高齢者の方々の仕事確保にもつながっていると思います。

そこで、1つ提案ですが、町の広報紙を各家庭に確実に届ける手段として、さらに各家庭との連絡係として、シルバー人材センターに配布をお願いすることは、高齢者福祉の観点からも得策と思えるのですが、いかがでしょうか。

また、毎年1月の広報紙についても、仕事納めの12月28日には納品されていると聞いており、シルバーさんのスケジュール的にも可能ではないかと思えます。

○議長（谷口 整） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） シルバー人材センターに全て委託することは、新聞折り込みと比較して費用がかなり高額になることや配布の迅速性という点において大きな課題

となります。

また、1月広報紙のように前月末の早い時期での完成による早めの配布スタートというご提案ですが、そもそも毎月初日に欠かさず広報紙を発行するという事は、取材、写真撮影、原稿作成、校正作業等、数多くの作業を必要とする広報作成のスケジュールにおいて、担当職員の大きな努力によって成り立っているものでございまして、特に年始号は完成時期の前倒しから非常に苦勞を伴う状況であることをご理解いただきたいと存じます。

以上のことなどからも、今後も現在の配布スタイルを継続したいと考えておりますが、引き続き申し込み周知等に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） 広報紙は、町内の出来事から安心して暮らせるための有用な情報が記載されているのであれば、なおさら多くの住民に届けられるようにすることが大切だと思います。

実質、毎月初日に各家庭に配送される部数は、新聞折り込みとポスティングの合計合わせて約2,685部だと聞いています。現在の配布スタイルを継続するとしても、例えば広報紙には毎号に必ずポスティングのシステムの利用が希望できるという要旨を記載していただく。その上で、より多くの住民の方の手元に届けるための提案ですが、広報紙は今までも公民館、やすらぎ荘や公共施設に置いていただいているとは思いますが、さらに町営バスやコミュニティバスにも乗り降り時に自由に持っていけるよう工夫をしてもらうなどをしていただければありがたいと思います。

今後も充実した内容の広報紙をできるだけ多くの住民に届けられることを願ひまして、この質問を終わります。

次に、梅雨時及び台風期における防災態勢についてお尋ねいたします。

例年、梅雨時及び台風期においては各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水、氾濫、内水氾濫、崖崩れ、土石流、地滑り、竜巻等により多数の人的被害及び住家被害が発生しています。

今年も7月4日に静岡県熱海市で発生した土石流は、深刻な被害をもたらしました。本町においても、昭和28年8月には未曾有の惨事となった南山城水害では大変大きな被害を受けました。

本年5月に施行された災害対策基本法等の一部を改正する法律を受けて、本町も関係

機関と連携をして、これらの取り組みを推進していただいていると思いますが、とりわけ災害時における円滑かつ迅速な避難を確保するため、どのような点について強化を図られているのかお尋ねいたします。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 災害対策基本法の一部改正が本年5月20日に施行され、「避難準備・高齢者等避難開始」が「高齢者等避難」に名称変更され、避難勧告と指示が「避難指示」に一本化、従来よりも早い段階で避難指示を発令することとなりました。

災害時における円滑かつ迅速な避難を確保するため、強化をしている点とのご質問でございますが、これら国の改正に併せて町の避難情報発令指針の見直しを行ったのはもちろんのこと、迅速な避難を確保するには、住民の皆様に必要な情報をいち早くお伝えすることが重要であることから、平成30年度から昨年度まで重点的に整備を進めた防災長距離スピーカーをはじめ防災アプリ、安心・安全メール、緊急速報メールなどあらゆる手段を用いて情報発信を行っておるところでございます。

また、災害の危険度が増して真に避難が必要となったときには、躊躇なく避難指示を発令するとともに、消防団、自主防災会にもご協力いただく中で確実な情報伝達に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） 避難情報発令指針の見直しを行い、あらゆる情報伝達手段を用いての避難指示を徹底していただいていることについては、大変ありがたいことだと思っています。

しかし、今回の災害対策基本法の一部改正については、「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」が2年がかりで検討を行い、災害対策基本法に規定される避難勧告及び避難指示の取り扱い、高齢者等の避難の実効性確保、広域避難等についてまとめられたものです。

今回の防災体制の強化を促したこの法案の一部改正の目的の一つに、高齢者等の避難の実効性確保が挙げられ、「自ら避難することが困難な高齢者・障がい者等の避難行動要支援ごとの避難支援等を実施するための計画である「個別避難計画」の作成の市町村への努力義務化」とされています。本町は高齢者が多いことから、これまで以上に強化していくべき内容だと思います。

避難行動要支援者に対する「個別避難計画」は、最近、各地で起こっている豪雨や地震等の被害を考えると、急務を要することだと思います。市町村への努力義務化が急が

れる中、行政と自主防災会、それと併せて町には私を含め多くの防災士がいます。ともに力を合わせて改善していければと願ひまして、この質問を終わります。

次に、災害の発生を未然に防止するための取り組みや災害対策の実施体制の強化を図ることがとても大切なことだと思います。その方策の一つとしての提案ですが、本町は数多くの田畑が存在します。そこで、農林水産省からも参考資料として提示されている「農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に関する評価（案）について」の中で、田んぼダムを設置に計画的に取り組み、異常気象時の湛水被害の抑制等に効果を発揮しているとあります。

田んぼダムとは、水の流出を抑制することができ、ダムの役割を果たすことができる田んぼのことです。田んぼの排水口に三角堰式水位調整板等を設置することにより、豪雨のときには水田内に雨水を一時的に貯留することができるようになります。その後、貯留した水はV字のところからゆっくり排水されるため、放置しておいても徐々に通常の水位に戻る仕組みです。台風や豪雨が過ぎ去った頃には、ゆっくり水位が下がり、時差をつけて川に戻していくことができます。

本町に数多くある田んぼで取り組むことにより、大雨の時に水田内に水を貯留させ、下流域の洪水を軽減させる効果があると言われていています。一度に川に流れる量をコントロールできるということです。新潟県の三条市などで取り組まれている例です。貯留量増加のための畦畔のかさ上げを実施している例もあります。当然、農家の方たちの協力が必要ですが、コストが小さい、設置が簡単であることから、田んぼダムは水災害における減災の一助となる可能性があると思われまますので、取り組んでいただけないでしょうか。

○議長（谷口 整） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 自然災害、中でも今年は8月に入り、秋雨前線の早期到来ともいわれる中、線状降水帯等による局地的な豪雨に見舞われ、全国各地で河川の氾濫や裏山の崩壊等による甚大な災害が発生しています。本町におきましても、豪雨等による警報発令により、消防団、町職員等において対応をしてきたところです。

田んぼダムの取り組みについては、議員ご指摘のとおり、農林水産省のホームページにもあるように、もともと水田が持っている貯水能力をさらに増大させ、大雨時に一時的に雨水を溜めることで下流河川へ流出する最大水量、いわゆる洪水のピーク流量を少なくするとともに、流出を緩やかにするもので、減災につながるものと考えます。

洪水時のピーク流量は、町内各地で降った雨が一定時間後に下流の河川に集まって、

洪水流量が最大となります。一方、河川の下流域では、ピークに達する前に河川に流れ込み、さらに下流域へと流れていくため、平坦な土地が少ない本町では、田んぼダムの効果は少ないと考えています。

ただ、こうした水田については現在、担い手不足等で非耕作地が増加しており、農業委員会でもその対応に苦慮していただいておりますことから、地元のご理解、ご協力を得ながら農地を守る取り組みと減災対策の両面に目を向けていくことが重要であると考えております。

近年の異常気象による豪雨等が懸念される中、水田の機能についても研究してまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） 例年、梅雨時及び台風時期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水、氾濫、崖崩れ、土石流、地滑り等の甚大な災害が発生しています。人命の保護を第一義とした取り組みとして、警報発令や避難所の開設や迅速かつ適切な対応は、とても大切なことだと思います。

今回、提案した目的は、災害に対して先手となるような防災・減災につながるような措置を一つでも多く取っていただきたいというのが大きな願いです。そんな中、一つの提案として出したのが田んぼダムでした。宇治田原町という地域の特性を活かしながらも、地形や地質の状況、河川のピーク流量等を十分把握していただいた上で、防災・減災につながる手立てを今後も積極的に検討していただきますようお願いいたしまして、この質問を終わります。

次に、町道の破損や損傷について、現在の状況についてお尋ねいたします。

現在、新名神高速道路建設工事が本町及び隣接する城陽市で積極的に展開されています。また、それに伴う（仮称）宇治田原インターチェンジの設置、都市計画道路宇治田原山手線の築造工事も進んでおり、宇治田原のまちづくりが大きく動いていると実感いたします。計画的なまちづくりの必要性がますます高まってきているとも思います。

しかし、これらの大型工事に伴う土砂運搬のためのダンプカーやコンクリートミキサー車をはじめとした大型車両が毎日、数多く通行している現状があります。これらの車両は道路に相当大きな負担を与えているのではないかと心配しています。

そこで、お尋ねいたしますが、町道の破損や損傷についてどのような認識を持っておられますか。

○議長（谷口 整） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 現在、宇治田原町内ではネクスコ西日本による新名神工事や京都府による宇治田原山手線の工事等が鋭意進められており、大型車両の通行が増加しているのが事実でございます。

これまで多くの町道においては、大型車両の割合がそれほど多くないことから、道路舗装の厚みが比較的薄い舗装構成となっており、ひび割れ、わだち掘れ等が発生している箇所も見受けられるところでございます。

その中でも、特に町道2の2号線は新名神の工事車両による路面への影響が大きいことから、ネクスコ西日本と協議する中で、随時補修をお願いしているところでございます。

その他の町道については、道路破損の原因者の特定が困難であることから、一般の通行者への影響がないよう、町で随時補修を行っております。

また、国府道につきましては、道路の破損を見つけ次第、京都府に連絡し、補修等対応をいただいているところでございます。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） 今後、新名神インターチェンジを中心とした道路需要はますます拡大していくものと考えます。町内から外へのアクセスはとても大切となり、道路ネットワークの構築は町の地域活性化に欠かせない重要なアピールポイントになると思います。道路ネットワーク構築と併せ、大切なことは、安心・安全の確保や生活圏の広域化への対応、地域活力の創出など、これから様々な課題も出てくると思いますが、オール宇治田原の体制で推進していただくことで、生活の利便性向上や広域的な交流の活性化を図っていただきたいと思います。

町内の傷んでいる道路箇所については、随時道路の補修等を進めていただいて、新名神高速道路や山手線が開通した暁には、宇治田原町ならではのポテンシャルを活かした活気あふれる交流のまちを共に目指したいと思います。

以上をもちまして、私、宇佐美まりの一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて宇佐美まり議員の一般質問を終わります。

お諮りをいたします。本日予定の一般質問は終了しましたので、本日の会議はこれにて延会をしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定

をいたしました。

次回は明日、9月10日午前10時から会議を再開いたします。ご参集をお願いをいたします。

本日はご苦労さまでした。

延 会 午後 1時58分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 谷 口 整

署 名 議 員 山 内 実 貴 子

署 名 議 員 藤 本 英 樹